

びわこ学院大学短期大学部

平成 27 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

びわこ学院大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、びわこ学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学部の使命・目的は、「地域に貢献する人材の育成」を基本理念として、学則に具体的かつ明確に定められており、平易で簡潔に文章化し提示している。また、入学式での学長の式辞、オリエンテーション、「大学案内」「学生ハンドブック」及びホームページなどさまざまな機会・媒体を通じて、在学生、教職員、卒業生、産業界などの学内外へ周知している。

関連法令を遵守し、使命・目的を具現化するために実務教育と福祉教育を融合し、全人格的な社会人の育成を目指してコースを編成するなど個性・特色のある教育を実施している。自己点検・評価委員会やFD(Faculty Development)委員会において、短期大学を取巻く変化や学生・保護者からの要望を広く議論し、運営組織の再編や「学校法人滋賀学園中期経営計画」「3つの方針」に反映し、社会環境の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は教育目的のもとに明確に示され、入学定員の確保と収容定員の充足については最重要課題として掲げ、入試制度全体の見直しや多様な募集施策の実施により適切な学生数の維持に努めている。また、教育目的ののっとり体系的に教育課程を示しており、授業の運営改善についても全学一斉に公開授業を行うなど授業方法を工夫している。

クラスやゼミ担当教員と他の教職員との協働のもと、履修指導やキャリア教育を実施するなど学生一人ひとりを丁寧に支援している。学生生活に関するアンケート調査や意見箱の設置、「学長と学生・学友会代表の懇談会」などにより学生の意見をくみ上げ、充実した学生生活を送るにふさわしい教育研究環境を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

短期大学部の管理については、学則及び関連規則に基づき運営体制を整備している。「理事会業務委任規則」には、学長が適切なリーダーシップを図れるよう具体的な職務が明示されている。学長が自身のリーダーシップのもとに「企画運営会議」を主宰し、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題を横断的に協議・調整するなど教学組織の規則を整備し、権限と責任を明確にして機能性を確保している。理事長、学長及び事務局長の三者による「三役会議」を定例で行い、法人と大学との意思統一の場として機能している。

4か年にわたる「学校法人滋賀学園中期経営計画」により経営の健全化に努めており、法令に基づき適正な会計処理と厳正な監査を実施している。財務状況では法人全体として

は支出超過であるが、短期大学部門では収入と支出のバランスがとれており、安定した財務基盤の確立に取り組んでいる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学部の使命・目的を達成するために、自ら点検及び評価を行うことを学則に定めて自己点検・評価委員会を設置し、報告書を定期的に作成して全教職員に配付するとともにホームページ上で公開している。また、情報の収集は法人本部事務局総合企画部 IR(Institutional Research)室及び大学事務室総合企画部総合企画課が中心となり、各部署が収集・分析した情報や各委員会が実施したアンケートを自己点検・評価委員会で更に精査することにより公正・透明性が確保されるよう取り組んでいる。

自己点検・評価の結果から洗い出された課題は、関係部署や各委員会で検討され再評価を受けるなど PDCA サイクルを回すことに努め、短期大学部運営の向上・発展を目指している。

総じて、18 歳人口の減少とともに特に地方短期大学を取巻く環境が大変厳しい状況にある中、教職協働による教育プログラムの特色化や学生募集施策の改善など短期大学部改革への不断の努力が見受けられる。学科の一部改組も検討に加えた中期経営計画と財務基盤の安定化を図る財政計画で掲げた目標を速やかに達成するよう、全学をあげての継続した取組みを期待する。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的は、学則第 1 条の中に「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」と具体的かつ明確に定められている。

また、短期大学部の使命・目的は、平易で簡潔に文章化され、学則や「学生ハンドブック」において提示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的を具現化するために、実務教育と福祉教育を融合させ、全人格的な社会人の育成を目指してライフデザイン学科に3コースを設置し、個性・特色のある教育を実施している。短期大学部の使命や教育目的は、教育基本法及び学校教育法に基づいて学則第1章総則第1条に定められており関連法令を遵守し、その理念に沿ったものとなっている。

自己点検・評価委員会やFD委員会などにおいて、短期大学を取巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などを広く議論し、教学内容や大学運営に生かすよう努めている。

また、運営組織の再編や「学校法人滋賀学園中期経営計画」の策定などさまざまな取組みを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神等で示された使命や目的は、短期大学開設のための調書を作成する過程や申請手続きを通じて役員や教職員の理解が深められている。在学生や教職員、卒業生、産業界等学内外へは、「大学案内」「学生ハンドブック」「広報誌」などさまざまな機会や印刷物等を通して周知に努めている。

平成26(2014)年度に策定した「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や連携する近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映している。

また、短期大学部の三つのポリシーをもとに、教育研究及び管理運営の全学的な組織体制を整備し、学生の学修や多様な活動を支援する機関として四つの独立したセンターを併設して、学生が主体的に学究する教育環境を整えている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め、「大学案内」、募集要項、ホームページにて公表し明示している。

入学者選抜は、「入学センター規程」に基づき、アドミッションポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法で実施している。

短期大学部の入試問題は、学内の入学問題作成委員会及びチームにより自ら作成している。

少人数教育を行う教育環境の確保のため適切な学生受入れ数の維持をしているが、ここ数年入学定員の確保には至らず、収容定員に対する在籍者数の未充足が続いている。その中で、平成 25(2013)年度までの 5 コース制を平成 26(2014)年度からは 3 コース制に改め、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生の確保のために努力をしている。

【参考意見】

○コース改編や定員適正化を図るなどの努力をしているものの、ライフデザイン学科の収容定員充足率が低いので、今後、更なる努力による安定的な学生確保が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

ライフデザイン学科の教育目的を踏まえたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを適切に設定し、シラバスの巻頭に掲載し明示している。また、カリキュラムポリシーに

のっとして体系的に各コースの教育課程を編成している。

シラバスには、予習・復習の課題を明記し、教室外学習の指示をしている。キャップ制により履修登録単位数に上限を設定するなど、単位制度の実質を保つための工夫をしている。

公開授業を全学一斉に行い授業方法の工夫・開発に努めているほか、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し運用している。FD 研修会は兼任教員を含めて同法人のびわこ学院大学と合同で実施し、各回で報告書を作成している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各年度開始時に全学生に行う履修指導だけでなく、必要に応じて学生と保護者に対してクラスやゼミ担当教員と教務職員の協働による丁寧な履修指導を行っている。

クラスやゼミ担当教員によって中途退学者、停学者、休学者及び留年者への個別面談による対応を行い、学修支援体制を整備・運営している。

教員の教育活動を支援するために、介護福祉士養成コースでは、卒業生をアシスタントとして採用し、学修支援及び授業支援を行っている。

各教員の研究室を教室の近くに設け、学生と教員との距離が非常に近くなるよう工夫し、学修及び授業支援などの学生の意見を個別面談によってくみ上げる仕組みとしている。オフィスアワー制度を全学的に実施しているが、オフィスアワー以外にも頻繁に相談できる環境にある。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学科の単位認定要件は「びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科授業科目履修及び試験等に関する規程」において、科目履修、試験、成績評価基準等を定め、厳正に適用している。

単位認定要件や卒業認定の基準は、「学生ハンドブック」に記載するとともに、オリエンテーションなどにおいて、学生へ周知を図っている。

シラバスにおいても各科目の授業計画及び成績評価基準と方法を明示している。

教授会において適切に学位審査の手続きをしている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「インターンシップ実習指導」や「インターンシップ実習」をキャリア科目として設け、学生の目指す専門分野に関連した職場などで職業体験を行っている。また、教養科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講し、生き方や働き方が構想できるような学修の機会を提供している。

キャリア教育のための支援体制として、「進路支援課」の設置とともに「進路・就職支援センター企画運営委員会」を整備し、学生情報の一元的な管理と指導の体制を整備している。

日常の相談・助言は進路支援課員が行うとともに、「学修の記録」をもとに教員との個人面談を通して進路等の相談・助言を行う指導体制が整っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

進路先の情報をもとにした就職率や職種の分析、就職先の企業アンケート結果などにより、教育目的の達成状況を点検・評価している。

進路状況調査や就職先へのアンケートの結果は、「コース会議」において検討され、次年度以降のカリキュラム作成や学修指導改善へ生かされている。

授業評価アンケートや教員相互による公開授業の点検・評価結果は、教育方法や学修指導等の改善資料としてフィードバックされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導業務を所管する学生委員会を設置し、学生生活全般に関する支援のあり方などについて協議を行っている。経済的支援としては、ファミリー優遇制度、資格取得奨励金制度、公務員奨励金制度等の奨学金制度がある。また、学友会が中心となって大学祭や各種ボランティア活動、記念事業などを実施し、認定クラブに対しては活動費を支給し、課外活動支援を行っている。生活相談室や保健室にはカウンセラーや担当者を配置し、深刻な相談や応急処置などに対応する体制を整えている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望をくみ上げるために、学生生活に関するアンケート調査の実施、意見箱の設置、「学長と学生・学友会代表の懇談会」の開催等、多種多様な方法を実施している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて、短期大学設置基準に定められた必要な専任教員を確保し、適切に配置している。

教員の採用及び昇任に関する資格審査等は、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」「教員選考運用内規」「教員人事に関する内規」に基づき、適切に実施している。教員評価に関しても「教員評価実施要領」に基づいて行われている。

FD 研修や公開授業、授業評価アンケートなどが FD 委員会を中心に組織的な取り組みとして実施されている。

専門委員会ではないが、教養教育については「コース会議」において検討されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準を満たす校地、運動場、校舎を整備し、図書館、体育施設などの施設

設備を適切に整備し、活用している。各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備え、学生の空き時間に自学自習できるなど、有効に活用している。学内 LAN やコンピュータ機器などの IT 施設を適切に整備している。

図書館は 21 時まで開館し、教育や福祉の専門書を中心に蔵書を整え、地域にも開放している点や、車椅子に座ったままでの利用ができる環境を整備している点は評価できる。

実習や演習の科目については、多数の履修登録があった場合、少人数に分割して、きめ細かい指導が行えるよう配慮している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の経営理念として「教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする」と寄附行為の中に明記しており、理事会又は教授会等の審議をもとに短期大学部の使命や目的達成に向けて、教職員が緊密に連携して協力し合いながら戦略的かつ継続的な取組みを続けている。

寄附行為、学則及び諸規則等の大学経営に係る基本的事項は、学校教育法や私立学校法など大学の設置運営に関する法令に準拠し、教育研究機関として必要とするセクシュアルハラスメントや個人情報保護、危機管理、公益通報に関する諸規則を定めている。また、教育及び財務の情報はホームページで公開され、法人の事務室に一連の調書を常備して閲覧できるようにしている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、最高意思決定機関として明確に位置付けられている。理事、監事及び評議員の構成は適正で会議への出席率は高く、職務を的確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性を確保している。

また、監事 2 人のうち 1 人は公認会計士の資格を持ち、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「理事会業務委任規則」において、学長の具体的な職務を明示し、適切なリーダーシップが図れるよう権限と責任を明確にしている。また、専任教員で構成する教授会と下部機関として 15 の検討委員会を組織して、教学組織全てに規則を整備し、意思決定組織の機能性を確保している。

学長はリーダーシップのもとに学務を実行するため、学長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、学長推薦教員及び事務局長からなる「企画運営会議」を主宰し、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整している。また、学校教育法の一部改正に伴い教授会の審議事項の見直しを含む学則の改正を行い、適正に運営している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が理事会の理事と評議員を兼務しており、管理部門と教学部門との連携が図られている。意思決定は法人理事長、学長及び事務局長の三者による「三役会議」が毎週 1 回定

例で行われ、法人と短期大学部との意思統一の場として機能している。

監事の選任は寄附行為に基づいて行われ、理事会へは、監事 2 人のうちどちらか一方が必ず出席し、監査報告書を作成している。また、評議員の選任は寄附行為に基づいて行われ、評議員会への出席状況も良く、適切に運営している。

理事長及び学長は、既定の会議、研修会及び日常的な面談など多様な機会を通じて教職員との意思疎通を図り、イントラネットによる専用サイトにより情報を共有して円滑な運営に努めている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織に関する諸規則にのっとり事務体制を構築し、専任職員を適切に配置することで、権限の分散と責任の明確化が図られ、法人の使命や目的、将来ビジョンを遂行するための業務執行体制を確保している。

また、事務局長と総務部長は企画運営会議に、関係課長は各委員会に出席するなど、事務職員が教学部門へ参画し、業務執行の管理体制は適切に機能している。

職員の資質・能力向上については、SD(Staff Development)研修会の開催、学外研修への参加の勧奨、朝礼時のモーニングスピーチの実施など、組織として積極的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度までの 4 か年にわたる「学校法人滋賀学園中期経営計画」において、安定した財務基盤の構築のための数値目標を掲げて、経営の健全化に努めている。

平成 26(2014)年度の帰属収支差額は、法人全体では支出超過であるが、短期大学部単独では収入超過となっており、収入と支出のバランスのとれた安定した財務基盤となってい

る。

【参考意見】

○短期大学部の安定した運営を継続するために、法人全体では平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度の過去 5 年間のうち 4 年間で帰属収支差額が支出超過となっている点について、その解消に向けた検討が望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき、「学校法人滋賀学園経理規程」「学校法人滋賀学園経理規程施行細則」「学校法人滋賀学園固定資産および物品管理規程」等の諸規則を整備し、これらに基づいて会計処理を適正に実施している。

会計監査は独立監査人により、元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合などが定期的に行われている。また、監事は財産内容等を監査し、理事会及び評議員会で報告している。

独立監査人と監事は意見交換などを通して、監査機能の強化に取り組んでいる。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会を月に 1 回開催し、「びわこ学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検・評価業務を自主的・自律的に実施している。その際、日本高等教育評価機構が定める基準を参考にした自己点検・評価の項目別チェックリスト

を用いている。また、「びわこ学院大学及びびわこ学院大学短期大学部認証評価連絡会議」を設置し、認証評価にも対応している。

平成 22(2010)年度に一般財団法人短期大学基準協会にて認証評価を受けており、以降も毎年自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価報告書については、「平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書（評価機構が定める基準に基づく自己評価）」「平成 27(2015)年度短期大学機関別認証評価自己点検評価書」が作成され、周期等も適切である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に当たっては、各部署が収集・分析した情報や各委員会が実施したアンケートを自己点検・評価委員会で更に分析・精査することで、エビデンスの公正・透明性を確保している。

自己点検・評価報告書は全教職員に配付するとともに、「平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書（評価機構が定める基準に基づく自己評価）」をホームページに掲載して社会への公表が行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部運営の改善・向上を目指し、自己点検・評価委員会で挙げた課題に対して、関係部署・委員会は改善案の検討を行って実行に移し、再評価を受けて必要に応じて次年度計画に組入れることに努めている。

その上で、今後、より機能性を確保するために、法人が策定した中期経営計画の戦略的な推進に向けて策定している「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部中期目標・中期計画」を軸とした PDCA サイクルの仕組みの検討を進めている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

【概評】

地域から信頼を寄せられる短期大学部を目指し、地元の滋賀県東近江市や近隣の愛荘町との間で包括協定を締結して、商工振興やまちづくりなど多角的な協力体制をとり、地域社会との交流を積極的に図っていることは評価できる。

「外部連携研究センター」を設置して、地域への大学施設開放・活用をはじめとして、学生と地域との交流・研修を通じ、地域の理解を深めている。

短期大学部が持っている物的・人的資源の地域への提供として、介護技術講習会や介護職員初任者研修、介護スキルアップ講習、公開講座、介護補助スタッフ講習など地域住民に向けて複数のプログラムを行っている。

「ワープロ検定」や「建築 CAD 検定」をはじめ各種検定試験の公開試験場として、学生の便宜も図りつつ、一般受験生の受入れを行っている。

登録制による一般市民の図書館利用を進め、図書館を開放している。

